

浦添市立学校の教育職員に関する
業務量管理・健康確保措置実施計画



令和 8 年 4 月
浦添市教育委員会

目次

1. 計画の趣旨・現状 1
2. 目標 2
3. 計画の期間 2
4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容 2
5. 関連する取組、今後のフォローアップについて . . 4
6. 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し 5

1. 計画の趣旨、現状

(1) 計画の趣旨

国において、教師を取り巻く環境整備が喫緊の課題となる中、これまで本市においても令和2年度より浦添市学校業務改善推進プランを策定し、教職員一人ひとりの労働時間削減を最優先の業務改善に取り組んできたが、依然として教職員の時間外勤務が過労死ラインを超える事例が散見され、業務改善の実感が伴っていない現状がある。沖縄県教育委員会において令和6年度より打ち出された「みんなの学校！ピースフルプラン」の方針のもと、本市においても、本計画を策定し、沖縄県の計画と連動して、教職員の長時間労働の是正やメンタルヘルス対策を含む労働安全衛生管理の充実等に取り組むことで、教職員が誇りとやりがいを持って働ける環境を実現し、すべての児童生徒にとってより良い学びの場を提供することに繋げる。

(2) 本市の現状

○ 本市では、令和5年10月に、所管に属する学校の教職員の在校等時間の上限に関する方針として、「浦添市立学校の教育職員の勤務時間の上限に関する方針」（以下「方針」という）を定め、教育職員の在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできた。

○ こうした取組の結果、本市における学校事務職員等含む教職員の時間外在校等時間の状況について、令和6年度は以下のとおりであった。

【令和6年度の時間外在校等時間の状況】

	年平均 ※	月 45 時間超の割合	月 80 時間超の割合
小学校	月 94.8 時間	22.2%	1.4%
中学校	月 93.7 時間	25.5%	2.0%

※4～3月までの12月

- 時間外在校等時間が月45時間を超える割合が、小学校においては20%以上、中学校においては25%以上となっている。
- 時間外在校等時間が月45時間超となった主な理由として、小学校においては、まず「課題のある児童・生徒への対応」、次いで「支援・配慮が必要な子ども及び家庭への対応」が挙げられ、中学校においては、「国や教育委員会・自治体等からの調査・統計への回答」、次いで「部活動・クラブ活動」となっている。
- 学校・家庭・地域が連携・協働し、働き方改革とメンタルヘルス対策の一体的な取組を推進することによって、教職員の業務に、教育の質の向上のために必要な時間的余裕を創出することが必要である。
- こうしたことを踏まえ、公立の義務教育諸学校等の教職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づき本計画を策定するものである。

2. 目標

本計画において、各教職員の時間外在校等時間について、方針で定める上限時間（月 45 時間、年 360 時間）以内での勤務の達成を目指す目標は以下のとおり。

(1) 時間外在校等時間に関する目標

- ① 時間外在校等時間が 80 時間以上の教職員をゼロにすること。
- ② 時間外在校等時間が月 45 時間、年 360 時間を超える教職員の年平均割合を令和 5 年度と比較し 50%削減すること。

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

- ① 全ての職員が教職にやりがいをもって仕事を行っていること（達成率については、業務改善到達度調査において確認する）。

令和 8 年度 : 達成率 60%以上

令和 9～10 年度 : 達成率 70%以上

令和 11 年度 : 達成率 80%以上

- ② 児童生徒下校後に 1 時間年休を取るなど、教職員自身の生活を充実させるために、計画的に有給を行使することを推奨する。

3. 計画の期間

令和 8 年度

※ 浦添市（ウラシー）ゆいまーるプラン（浦添市立学校業務改善推進プラン）が令和 7 年度から令和 8 年度までの 2 年間としている関係上、令和 8 年度中に令和 9 年度以降における本計画の取組内容等を再検討する。

4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

○ 本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。

(1) 「業務の 3 分類」を踏まえた業務の見直し（番号は 3 分類の項目番号）

イ 学校以外が担うべき業務

① 登下校時の通学路における日常的な見守り活動

- ・保護者、地域住民による通学路の見守り活動を推進する。
- ・各地域の実情を踏まえつつ、児童生徒が学校に登校する時間の見直しを推進する。

② 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応

- ・放課後から夜間における見回りについては、警察が行っている見回りに委ねることとし、

学校における自主的な見回りは原則行わないこととする。

- ・学校警察連絡協議会において、補導された児童生徒の引き取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことについて認識を共有する。

③ 学校徴収金の徴収・管理（公会計化等）

- ・学校徴収金について、徴収金業務の標準化や集金業務の一元化ができるシステムの導入を検討する。

④ 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等

- ・PTA 作業等の PTA 活動について、開催方法の見直し・改善を図る。コミュニティスクールと地域活動が連携し、学校ボランティアによる教育活動や業務支援を推進する。

⑤ 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応

- ・課題が起こってから連携はもとより、学校運営規則の見直しや研修などの際にも活用することにより、学校全体のリスクマネジメント能力を高めることで、教員が安心して業務が行えるように支援を行う。

□ 教師以外が積極的に参画すべき業務

⑥ 調査・統計等への回答

- ・校務支援システムの機能等を活用することによって、市から学校に発出される調査の回答に係る事務負担を軽減する。

⑬ 部活動

- ・浦添市部活動ガイドラインにそって部活動の休業日を設定し、毎週水曜日のノ一部活デーを確実に推進する。
- ・休日（土日・祝祭日）の部活動の指導を外部指導者や部活動指導員、保護者会等で実施する「地域部活動の日」を推進する。

ハ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

⑮ 授業準備

- ・スクールサポートスタッフなどの業務支援に係る人材確保

⑯ 学習評価や成績処理

- ・校務支援システムの機能や自動採点技術等を活用することによって、授業準備、採点作業や成績処理等に係る事務負担を軽減する。

(2) 学校における措置の推進

○学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。

- ・教育課程の弾力的運用（学校裁量による年度当初や学期末などの授業時数調整・週時程の工夫）を

行う。

(3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

○教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

- ・月 80 時間以上時間外勤務を行った職員対象の面談等のメンタルヘルスケアは、任意で実施していたが、80 時間は過労死ラインであることを再認識し、改善のためのメンタルヘルスケアをより強く推進する。
- ・児童生徒下校後に 1 時間年休をとるなど、教職員自身の生活を充実させるために、計画的に有給を行使することを推奨する。
- ・定時退勤日を設定することで、教職員一人一人が業務改善や業務の精選の意識をもつとともに、自分の生活を豊かにしたり、リフレッシュの時間に繋げるなどウェルビーイングの向上を図る。
- ・残業の原因を分析し、改善に向けての業務の効率化を図る。

5. 関連する取組、今後のフォローアップについて

- 取組の着実な実行を図るため、各学校における教職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度、市 HP で公表するとともに、総合教育会議において報告する。
- 教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。
- 各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けにマネジメント等に関する研修を充実させるなど、教育委員会からの支援を強化する。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を実施する。
- 保護者、地域の理解を促進するため、市長部局と連携し、保護者や地域の各自治会等に対して、本市における「業務の 3 分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるよう取り組む。

「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

No.	取組事項	改善等に向けたアプローチ例	「3分類」に基づく19項目との関連
1. 学校以外が担うべき業務			
1	PTA・地域との連携	夜間街頭指導やPTA作業等のPTA活動について、開催方法の見直し・改善を図る。また、コミュニティースクールと地域活動が連携し、学校ボランティアによる教育活動や業務支援を推進する。	①登下校時の通学路における日常的な見守り活動等 ②放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応 ④地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等
2	学校DXの推進(校務支援システム等のさらなる活用・生成AIの活用)	学校徴収金について、徴収金業務の標準化や集金業務の一元化ができるシステムの導入を検討する。	③学校徴収金の徴収・管理(公会計化等)
3	スクールロイヤーの配置及び活用	課題が起こってからの連携はもとより、学校運営規則の見直しや研修などの際にも活用することにより、学校全体のリスクマネジメント能力を高めることで、教員が安心して業務が行えるように支援を行う。	⑤保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応
2. 教師以外が積極的に参画すべき業務			
4	学校DXの推進(校務支援システム等のさらなる活用・生成AIの活用)	校務支援システムの機能等を活用することによって、市から学校に発出される調査の回答に係る事務負担を軽減する。	⑥調査・統計等への回答
5	部活動の適正化(ノー部活デーの推進、地域部活動の日の設定)	浦添市部活動ガイドラインにそって部活動の休業日を設定し、毎週水曜日のノー部活デーを確実に推進する。	⑬部活動
3. 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務			
6	人材の確保	スクールサポートスタッフなどの業務支援に係る人材確保	⑮授業準備
7	学校DXの推進(校務支援システム等のさらなる活用・生成AIの活用)	校務支援システムの機能や自動採点技術等を活用することによって、授業準備、採点作業や成績処理等に係る事務負担を軽減する。	⑯学習評価や成績処理

